

社会課題解決

●「みやぎチャレンジプロジェクト」助成事業

～あなたの団体の活動費を共同募金会と一緒に集めませんか？～

募 集 要 項



社会福祉法人 宮城県共同募金会

趣 旨

赤い羽根共同募金は、県民の温かい善意とたすけあいの心に支えられ、県内における民間福祉活動の発展、向上に相当の役割を果たして参りました。しかし昨今、少子高齢化や格差社会が急速に進展し、自殺・虐待・いじめ・路上生活者・ニート・災害・子育てなど多様な生活課題を抱えており、市民の生活不安は拡大しつつあります。

本プロジェクトは、共同募金運動の一環として、各団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と一緒に集め、課題解決を図るものです。自らの地域課題について、自らが学び、自らが行動しその役割の一翼を担う、いわば自発と自治の時代の中で、行政が提供するサービスに加え、地域住民や NPO が主体となり、サービスをつくり、提供することで寄付者の共感や賛同を得る新たな募金の循環のしくみの構築を図って参りたいと考えます。

本プロジェクトが、地域課題を解決する活動のファンド的役割として、効果的・有効的に活用されるよう、皆様方には積極的にご参加ください。

1. 助成対象団体

県内において活動する民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。(個人は対象外)

- ①県内に活動拠点を置き、県域または各市町村で活動をしている団体であること。
法人格の有無は問わない。
- ②5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- ③団体の会則(定款)・事業計画・予算・決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- ④特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ⑤暴力団をはじめとする反社会的勢力との関りが無いこと。
- ⑥寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果および会計情報を公開できる団体であること。

2. 対象となる事業

各団体が取り組む社会課題解決事業

→ 例えば

○生活・地域課題（まちづくり、過疎、居場所作り、見守り、子育て、権利擁護等）

○社会課題（ニート、不登校、自殺、孤立、貧困、犯罪被害者支援、ホームレス、DV、更生保護等）

※次の事業は助成対象外

- ①会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ②特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ③他団体または下部組織への二次助成を目的とした事業
- ④行政からの委託事業など公的な制度の中で運営されている事業

3. 助成対象費用

対象事業の目的達成のために必要となる経費を原則とします。

- ①会議費・研修費・報償費（講師謝礼等）・旅費
- ②対象事業に係る人件費（【例】事業を実施するために雇用した方等）
- ③備品購入費
- ④通信費・運搬費・印刷費・保険代ほか

※次の費用は対象外

- ①団体の組織運営に関わる管理経費・人件費（【例】団体の事務職員の賃金や役員報酬等）
- ②団体スタッフやボランティアの飲食費またはそれに類する費用

4. 募金活動と対象事業の実施について

（1）募金活動期間

令和2年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）まで

（2）募金活動

団体自らが、解決したい課題や解決のための活動を多くの方々に伝えて、募金活動を行います。（【例】振込用紙付きチラシを活用した募金、街頭募金、イベント募金、クレジット募金等）

（3）募金の取扱いについて

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を宮城県共同募金会へ送金いただきます。必要であれば、本会より寄付者へ領収書を発行します。

（4）対象事業実施期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

5. 助成額について

- (1) 1団体あたりの助成申請額は10万円以上とします。
- (2) 助成額は、団体に寄せられた募金額に加算額を加えた額とします。加算額は次の表を目安としますが、エントリー申請件数や事業内容を勘案し予算の範囲内で調整します。また、令和2年度共同募金実績が著しく減少した場合等、加算額に大きく変更が生じることがあります。※特に今年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響が懸念されています。

<団体に寄せられた募金額>	<共同募金からの助成額>
～ 10万円未満	なし（寄せられた募金額のみ）
10万円～50万円未満	寄せられた募金額×0.7
50万円～100万円未満	35万円
100万円以上	50万円

- (3) 助成事務手数料について
募金の入金管理や広報用資材作成費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料としてご負担いただきます。ただし、その募金額が10万円未満の場合は、事務手数料のご負担はなしとし、事務手数料の上限は10万円とします。
- (4) 本プロジェクトの助成を受けた法人・団体は、当該年度における共同募金一般配分（NHK 歳末、住民力・地域力・福祉力を高める支援事業を含む）の申請は、対象外とします。

6. 応募方法

別紙様式に必要事項を記入の上、本会へ提出してください。

7. 募集期間

令和2年8月3日（月）～8月31日（月）まで 本会必着

8. エントリー団体（助成対象団体）の決定について

団体からの申請については、本会による審査を経て決定します。決定時期は、令和2年9月下旬を予定しております。

9. 事業の変更・廃止と報告について

- (1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合、指定の様式により本会の承認を得ることとします。
- (2) 事業完了後、1ヵ月以内に速やかに指定の様式により本会へ報告してください。指定の様式は助成決定時に配付します。
- (3) 助成金に残金がある場合は返還いただきますので、予めご了承ください。

10. その他

- (1) 必要に応じて、活動の実施状況等の現地調査を行うことがあります。
- (2) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただく場合があります。
- (3) 助成決定後の事業等を行う際は、共同募金からの助成金で行われていることを必ず明示し、広報頂きなすようお願いします。

11. 問い合わせ先

社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051

仙台市若林区新寺一丁目 4-28

TEL 022-292-5001 FAX 022-292-5002

E-mail post@akaihane-miyagi.or.jp

ホームページ <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>